

五管区水路通報第 1 2 号

(205項 - 223項)

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

第五管区海上保安本部

第 205項	四国南岸	足摺岬南方 (リマ海域及び付近)	救難訓練
第 206項	紀伊水道南方		救難訓練
第 207項	本州南岸	田辺港付近、鉛山湾	潜堤完成
第 208項	紀伊水道	由良港付近	標識灯復旧工事変更
第 209項	紀伊水道	湯浅湾	掘下げ作業
第 210項	紀伊水道	湯浅湾	突堤復旧工事
第 211項	和歌山下津港	和歌山区、南区	係船浮標撤去
第 212項	和歌山下津港	下津区	水門築造工事
第 213項	大阪港	大阪区、第 6 区	航泊禁止
第 214項	大阪港	内港航路及び付近	航行制限
第 215項	大阪港	内港航路及び付近	沈埋函沈設作業
第 216項	神戸港	第 3 区	カッター練習
第 217項	神戸港	第 4 区及び付近	海底清掃作業
第 218項	淡路島	洲本港北方	魚礁設置作業
第 219項	淡路島	仏崎南南西方	潜堤築造工事変更
第 220項	淡路島	沼島	物揚場築造工事
第 221項	淡路島	潮崎東北東方	魚礁設置
第 222項	四国南岸	須崎港	灯台等について
第 223項	本州南岸	熊野灘	水路測量等

本通報に使用している経度・緯度は世界測地系 (WGS-84) に基づいています

海図の改補 (小改正) のお知らせ

海上保安庁水路通報第 11 号

(3 月 17 日 発行) 掲載分

今週は、五管区内の小改正通報はありません。

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。

また、インターネットでも提供しています。

インターネットアドレス (URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/>

五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 TEL (078) 391-6651 (内線 2515、2516)

神戸第 2 地方合同庁舎 (9 階) FAX (078) 332-6307 (自動受信)

F A X による五管区水路通報提供サービス

(078) 332-6307 ……最新号 [ポーリング受信式]

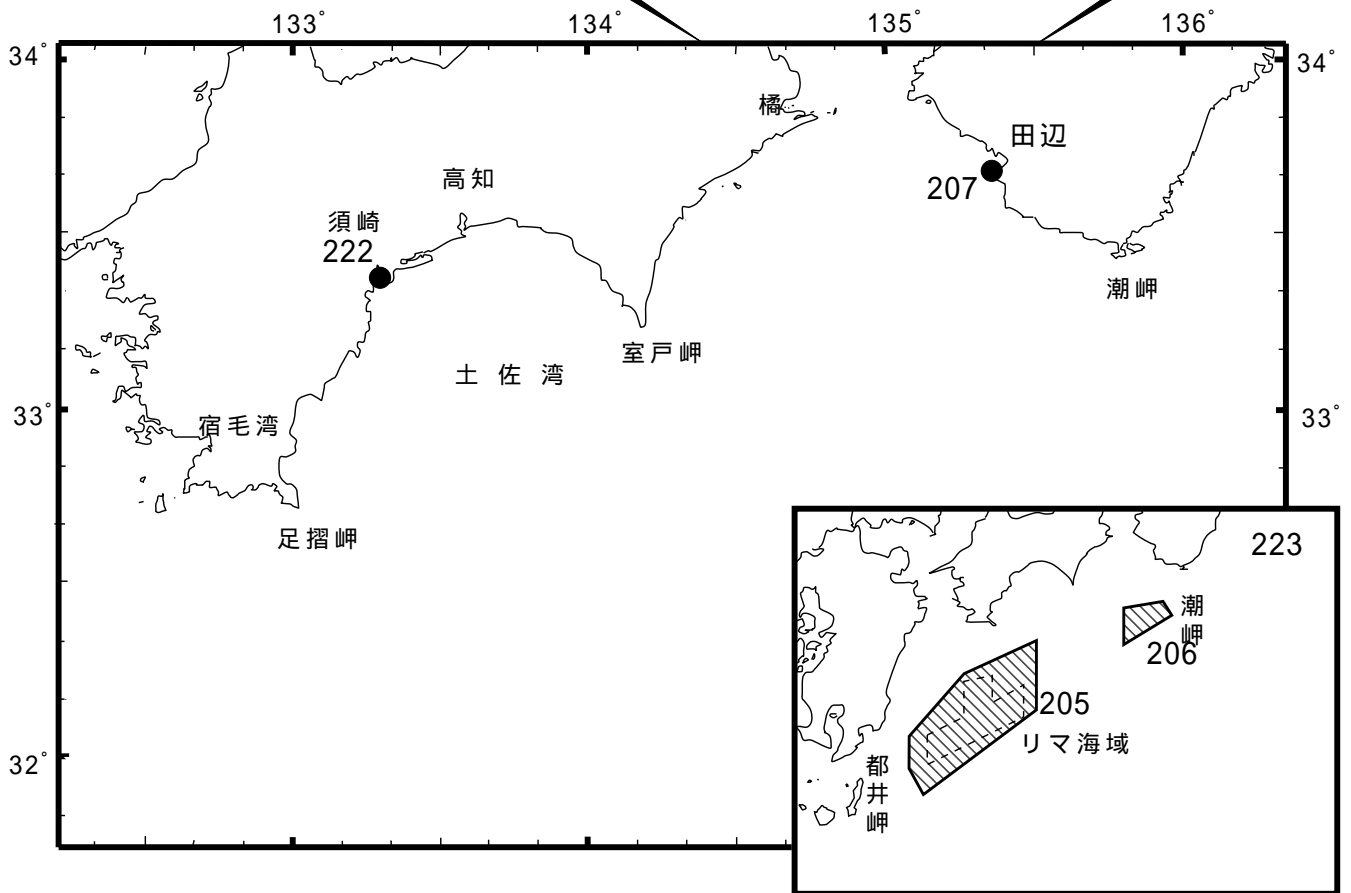
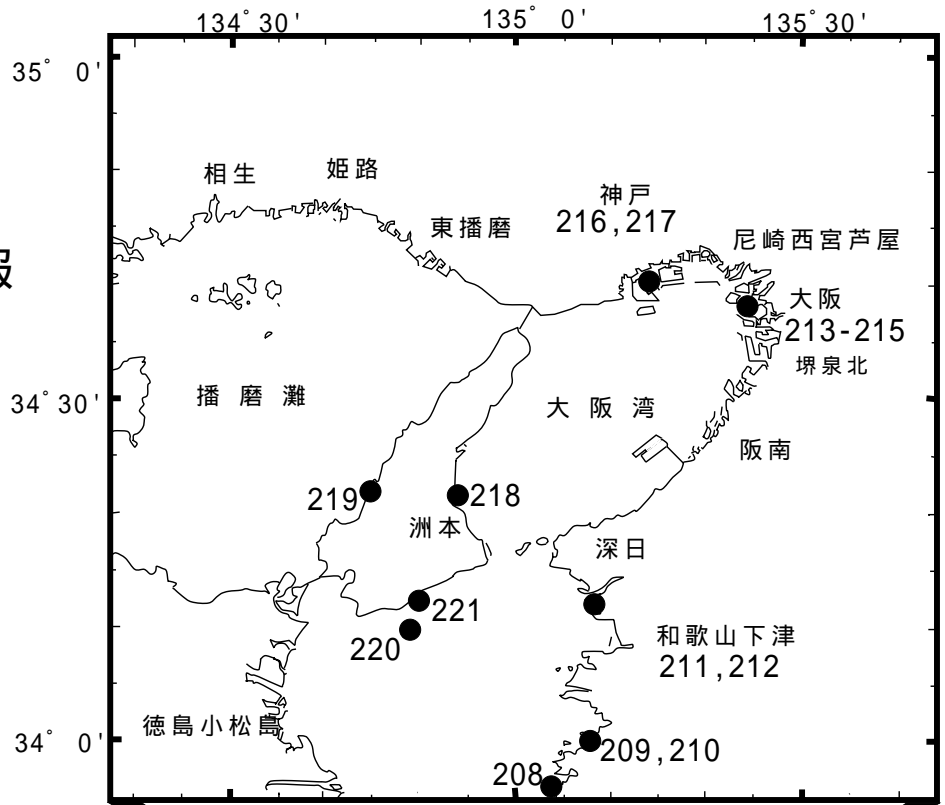
(078) 391-1310 (手動受信) ……最新号、バックナンバー (過去 1 か年分) [情報番号 ; 0#]

インターネットアドレス (URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

五管区水路通報

第12号

索引图



18年205項 四国南岸 - 足摺岬南方（リマ海域及び付近） 救難訓練
自衛隊航空機5機による、照明筒等を投下しての救難訓練が実施される。
期 間 平成18年4月3日～28日の土曜及び日曜日を除く0800～2100
区 域 6地点により囲まれる区域
(1) 32-35-50N 134-00-00E
(2) 31-52-55N 134-00-00E
(3) 30-48-13N 132-22-51E
(4) 31-04-13N 132-07-51E
(5) 31-23-13N 132-07-51E
(6) 32-09-13N 132-53-51E
海 図 W157
出 所 航空自衛隊新田原救難隊

18年206項 紀伊水道南方 救難訓練
自衛隊航空機5機による、照明筒等を投下しての救難訓練が実施される。
期 間 平成18年4月3日～28日の土曜及び日曜日を除く0800～2100
区 域 4地点により囲まれる区域
(1) 33-03-00N 135-22-00E
(2) 32-53-00N 135-30-00E
(3) 32-33-00N 135-01-00E
(4) 32-56-00N 135-01-00E
海 図 W157
出 所 航空自衛隊新田原救難隊

18年207項 本州南岸 - 田辺港付近、鉛山湾 潜堤完成
権現崎南方に、潜堤が完成した。
位 置 下記2地点を結ぶ線を中心とする幅45.5m
(1) 33-41-00.2N 135-20-28.9E
(2) 33-40-57.3N 135-20-26.5E
海 図 W74
出 所 田辺海上保安部

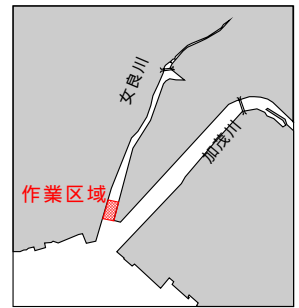
18年208項 紀伊水道 - 由良港付近 標識灯復旧工事変更
五管区水路通報15年36号899項関連、18年10号165項削除
黒ハイ付近において、標識灯復旧工事が期間を延長して実施されている。
期 間 平成18年6月30日までの日出～日没
区 域 33-55-59N 135-03-53E付近
海 図 W97
出 所 和歌山海上保安部

18年209項 紀伊水道 - 湯浅湾 掘下げ作業
唐尾漁港において、掘下げ作業が実施される。
期 間 平成18年3月30日～4月25日の日出～日没
区 域 34-00.8N 135-08.7E付近
海 図 W150C(JP共)
出 所 和歌山海上保安部

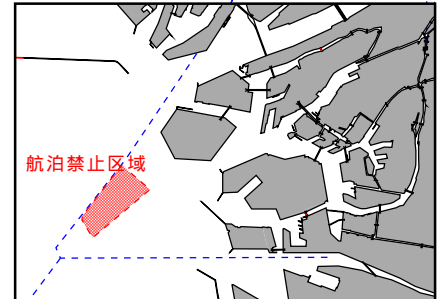
18年210項 紀伊水道 - 湯浅湾 突堤復旧工事
田地先において、突堤復旧工事が実施される。
期 間 平成18年4月1日～8月15日(予備16日～31日)の日出～日没
区 域 34-03.4N 135-08.7E付近
海 図 W150C(JP共)
出 所 和歌山海上保安部

18年211項 和歌山下津港 - 和歌山区、南区 係船浮標撤去
五管区水路通報18年11号190項関連
係船浮標(No.3、No.4)が撤去された。
位 置 下記各位置
(1) 34-12-23N 135-08-13E(No.4)
(2) 34-12-14N 135-08-17E(No.3)
海 図 W1150
出 所 和歌山下津港長

18年212項 和歌山下津港 - 下津区 水門築造工事
 女良川河口において、水門築造工事が実施される。
 期間 平成18年3月27日～6月30日(予備日含む)の日出～日没
 区域 34-07-11N 135-08-22E付近(付函参照)
 海図 W1144
 出所 和歌山下津港長

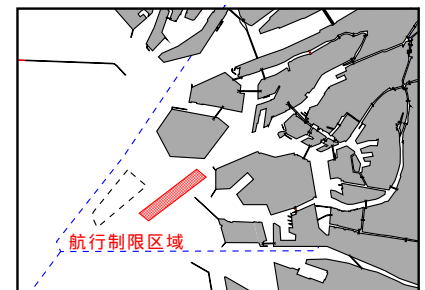


18年213項 大阪港 - 大阪区、第6区 航泊禁止
 五管区水路通報14年8号261項関連
 大阪港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航泊が引き続き禁止される。
 期間 平成18年4月1日～21年3月31日
 区域 5地点により囲まれる区域
 (1) 34-38-25.4N 135-21-36.9E
 (2) 34-37-57.0N 135-22-08.4E
 (3) 34-37-12.7N 135-21-09.8E
 (4) 34-36-54.5N 135-20-40.0E
 (5) 34-37-14.6N 135-20-28.9E
 標識 上記区域を灯標(レーダー反射器付、同期点滅)26基で表示
 海図 W123(JP共)
 出所 大阪港長公示第18-2号(18.3.8)



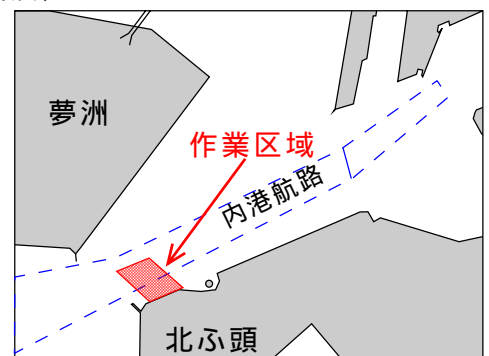
18年214項 大阪港 - 内港航路及び付近 航行制限
 五管区水路通報14年45号1373項関連
 大阪港大阪区における新島建設工事に伴い、船舶の航行等が引き続き制限される。
 期間 平成18年4月1日～21年3月31日
 位置 5地点により囲まれる区域
 (1) 34-38-09.0N 135-23-25.0E(赤色灯付浮標)
 (2) 34-38-02.4N 135-23-09.0E(大阪第2号灯浮標)
 (3) 34-37-19.3N 135-21-58.0E(大阪新島埋立区域南第4号灯浮標)
 (4) 34-37-33.0N 135-21-46.0E(緑色灯付浮標)
 (5) 34-38-23.9N 135-23-09.8E(大阪第1号灯浮標)

制限事項
 1)航行制限区域に出入しようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する。総トン数500トンを超える船舶の進路を避けなければならない。
 2)船舶は、航行制限区域において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならない。
 1 海難を避けようとするとき。
 2 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
 3 港長の許可を受けたとき。
 3)船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない



海図 W123(JP共)
 出所 大阪港長公示第18-3号(18.3.8)

18年215項 大阪港 - 内港航路及び付近 沈埋函沈設作業
 五管区水路通報18年7号112項関連
 大阪内港信号所北方において、海底トンネル沈埋函の沈設作業が実施される。
 期間 平成18年4月6日～5月14日(予備18日～31日)の日出～日没、
 5月15日0600～17日1800
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-38-19.4N 135-23-57.2E(岸線上)
 (2) 34-38-26.4N 135-23-46.9E
 (3) 34-38-30.4N 135-23-56.4E
 (4) 34-38-22.9N 135-24-07.3E(岸線上)
 備考 水深14mの可航幅は200m以上確保されている
 海図 W123(JP共)
 出所 大阪港長



18年216項 神戸港 - 第3区 カッター練習

深江浜町北西において、カッター練習(参加艇7隻)が実施される。

期 間 平成18年4月15日、16日、22日、23日(予備29日、30日)の0930~1700

区 域 (1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-43-04N 135-17-35E(岸線角)

(2) 34-43-03N 135-17-38E(岸線角)

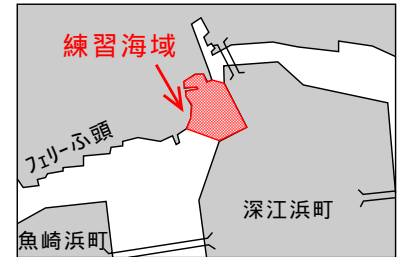
(3) 34-42-56N 135-17-30E(岸線角)

(4) 34-42-53N 135-17-36E(岸線角)

備 考 練習期間中、区域内に灯付浮標を1基設置

海 図 W101A(JP共)

出 所 神戸港長



18年217項 神戸港 - 第4区及び付近 海底清掃作業

海釣り公園付近において、潜士による海底清掃作業が実施される。

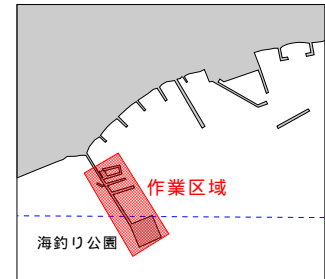
期 間 平成18年3月28日~5月16日(予備日含む)

日出~日没

区 域 34-38-05N 135-06-17E付近(付図参照)

海 図 W101B(JP共)

出 所 神戸港長



18年218項 淡路島 - 洲本港北方 魚礁設置作業

魚礁設置作業が実施されている。

期 間 平成18年3月31日まで(予備日含む)の日出~日没

位 置 34-21.7N 134-53.9E付近

沈設物 自然石3,000立方メートル

海 図 W1143

出 所 神戸海上保安部

18年219項 淡路島 - 仏崎南南西方 潜堤築造工事変更

五管区水路通報18年4号61項削除

五色浜において、潜水作業を伴う潜堤築造工事が期間を延長して実施されている。

期 間 平成18年6月9日まで(予備日含む)

区 域 34-21.9N 134-44.7E付近

海 図 W150B

出 所 五本部海洋情報部

18年220項 淡路島 - 沼島 物揚場築造工事

五管区水路通報18年6号101項削除

沼島漁港において、物揚場築造工事が実施されている。

期 間 平成18年4月15日まで(予備日含む)

区 域 34-10.2N 134-49.1E付近

海 図 W150C(JP共)

出 所 五本部海洋情報部

18年221項 淡路島 - 潮崎東北東方 魚礁設置

魚礁が設置された。

位 置 34-12.5N 134-49.3E

沈設物 鋼製魚礁(高さ約2m)16基、コンクリート製魚礁(高さ約2m)85基

海 図 W150C(JP共)

出 所 神戸海上保安部

18年222項 四国南岸 - 須崎港 灯台等について

五管区水路通報18年9号160項削除

下記航路標識は、設置、移設及び廃止された。

1、設置

名称 須崎港湾口西防波堤東灯台
位置 33-22-28.4N 133-17-09.1E
塗色及び構造 白色 塔形
灯質 群閃緑光 毎6秒に2閃光
光達距離 4.0海里
明弧 全度
高さ 7.9m

2、移設

名称 須崎港湾口西防波堤築造工事区域H灯浮標(灯台表第1巻3071.6)
位置 旧) 33-22-32.4N 133-17-09.1E
新) 33-22-33.2N 133-17-08.0E

3、廃止

名称 須崎港湾口西防波堤築造工事区域E灯浮標
(灯台表第1巻3071.3)(33-22-19N 133-17-10E)

海 図 W 1 0 5

出 所 高知海上保安部

18年223項 本州南岸 - 熊野灘 水路測量等

調査船「かいよう(3176トン)」による水路測量及び深海底探查システム「ディープ・トウ」の曳航作業が実施される。

期 間 平成18年4月8日～16日

区 域 下記経緯度線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 33-10N (2) 34-10N

(3) 136-00E (4) 137-00E

海 図 W 6 1 B

出 所 海洋研究開発機構
